

國學院大學學術情報リポジトリ

Sumiyoshino Hazumanokimiga Umanorigoromo :
ManYoshu7:1273

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Ueno, Makoto メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000666

住吉の波豆麻の君が馬乗衣（『万葉集』卷七の一二七三）

上野 誠

かの住吉の
波豆麻の君さまの

馬乗衣――

そいつはね やつて来たばかりのさあ

言葉も通じない 漢女たちをだよ

囲い込んでさあ……

縫わせた衣なんだよ どうりですごいらしいものさあ

（『万葉集』卷七の一二七三の釈義）

はじめに

『万葉集』卷七の旋頭歌の一つに、次のようなものがある。
原文を示すと、

住吉 波豆麻公之 馬乗衣 雑豆臍 漢女乎座而 縫衣叙
となり、書き下し文を示すと、

住吉の 波豆麻の君が 馬乗衣 さひづらふ 漢女を据ゑ
て 縫へる衣ぞ
（卷七の一二七三）

となる。立論を前に、仮に逐語訳を示すと、「住吉の 波豆麻

の君の 乗馬服 (さびづらふ) 漢女を呼んで来て 縫わせた服だ——」となるのか。

近世までは、訓に揺れがあったけれども、今日、諸注の「本文」「訓読」「解釈」について、大きな揺れはない。本論文も、この解釈を大きく変更できるものではないが、一首の言い回しの背後にある諸条件を勘案することによって、当該歌の表現のリアリティを追究してみたい、と思う。その糸口として、「馬乗衣」「漢女」「波豆麻の君」などの言葉に着目して考察を進めてみたい、と思う。

一、「馬乗衣」とは何か

まず、「馬乗衣」の考察からはじめたいと思う。「馬乗衣」とは、読んで字のごとく、馬に乗るための衣である。絶対条件としては、操作性が求められるので、ツツ袖、ズボン型となる。モンゴルの伝統的乗馬服のようなものを想起しておけば、大過はない。ただし、用途によってその仕様は変わるはずである。狩といっても宮廷の行事であるならば、威儀性が求められるし、騎兵ならば、軍装ということになる。けれども、同じ軍装でも、行進を見せる場合は、威儀性のある衣となるはずである。また、

乗馬者の階級を反映させる必要もあったはずである。加えて、ファッション性が重要視される場合もあったはずだ。

今日、われわれが見ることのできる「馬乗衣」の絵画資料としては、高句麗古墳壁画の鎧馬図がある(東二〇一一年a)(東二〇一二年b)(朝鮮民主主義人民共和国社会科学院 朝鮮画報社編 一九八六年)(門田二〇一二年、初出二〇〇六年)。これらは、すべて軍装である。高句麗壁画古墳の鎧馬図は、基本的には、王の軍隊の勇猛さを讃えるものである。秩序が保たれて、威儀を正した姿ということが出来る。他方、唐時代の武人の「馬乗衣」ということならば、西安の章懐太子墓の壁画がある(田中陽子 二〇〇九年)。こちらは、貴人の狩の様子で、生前において被葬者が主催した狩の盛儀を伝えるものである。したがって、どちらも、目的に応じて理想化された乗馬図ということになる。

正倉院宝物においては、著名な「南倉銀壺」や「紫檀木面槽琵琶捍撥画」の乗馬図を挙げることができる(奈良国立博物館編 二〇〇九年)(奈良国立博物館編 二〇一〇年)(吉澤二〇一七年)。ただし、これらの「馬乗衣」が、奈良時代の日本における実際の「馬乗衣」を反映しているのかといえ、そうではない。たとえ、宝物の製作地が日本であったとしても、

中国に粉本があるからである。とはいえ、これらが重要な資料であることも間違いない。では、以上の絵画資料から学べる点
は、どのような点なのだろうか。「馬乗衣」に求められている
のは、操作性や強度のような実用性だけでなく、高い威儀性や
ファッション性をも求められていた、ということである。つま
り、「馬乗衣」は、原則として、見られるための衣服であった、
と考えてよいのである。

二、「漢女を据ゑて」という表現

次に、「漢女を据ゑて」という表現について、見てゆきたい。
「すう」の用例を見ると、「人をすう」という表現が、いかに
異質な表現であったのか、ということがわかる。

まず、(瓮や瓮に入った酒を祭祀の場に置く例)を見てみよう。
……我がやどに みもろを立てて 枕辺に 齋瓮を据ゑ……

(卷三の四二〇)

泣沢の 神社に神酒据ゑ 祈れども 我が大君は 高日知
らしぬ

(卷二の二〇二)

……奥山の さかきの枝に しらか付け 木綿取り付けて
齋瓮を 齋ひ掘り据ゑ……

(卷三の三七九)

これらは、多くは旅先の背の無事を祈る家人の祭祀の様子を
歌った歌である。祭りごとのために、瓮や神酒を臨時に特定の
場所に置いたという状況を、「すう」という言葉を使つて表現
している諸例とすることができる。

次に、(山守、山部、卜部、跡見の例)を見てみよう。

大君の 境ひたまふと 山守据ゑ 守るといふ山に 入ら
ずは止まじ

(卷六の九五〇)

筑波嶺の をてもこのものに 守部据ゑ 母い守れども 魂
そ合ひにける

(卷十四の三三九三)

……ちはやぶる 神にもな負ほせ 卜部据ゑ 亀もな焼き
そ……

(卷十六の三八一一)

やすみしし わご大君は み吉野の 秋津の小野の 野の
上には 跡見据ゑ置きて……

(卷六の九二六)

これらの用例で、「すう」の対象となつていているのは、貴人の
命によつて、その地に駐在しない居住している民とみてよい。
すなわち、山の管理人、山を管理する部民、トを司る部民、狐
獣の足跡を見る眼力のある獵師などである。

三番目に、(鷹の例)を見てみよう。

……枕づく つま屋の内に とぐら結び 据ゑてそ我が飼
ふ 真白斑の鷹

(卷十九の四一五四)

鷹は、鷹匠によって餌付けされ、訓練を受けることによって、狩をするようになる⁽³⁾。したがって、本来、自由にならないものをその場に留め置くという意味合いを持つているはずである。

四番目に、〈種の例〉を見てみよう。

……布勢ふせの海に 舟浮け据ゑて 沖辺漕ぎ 辺に漕ぎ見れば……
(卷十七の三九九一)

船は移動するものであるが、それを景として見た場合に「すう」というのであろう⁽⁴⁾。

五番目に、〈種の例〉を見てみよう。

世の中の 常の理 かくさまに なり来にけらし すゑし
種から
(卷十五の三七六一)

種も採取して、いろいろな場所に蒔くことができるものである。それが、特定の場所に蒔かれた状態を「すう」という動詞で表現しているのである。

最後に、〈娘子児の例〉について見てみよう。

人の親の 娘子むすめ児据ゑて 守山もりやま辺から 朝あさな朝あさな 通とほひし
君が 来きねば悲かなしも
(卷十一の二二六〇)

これは、「モル」の序とした例である。親が娘に悪い虫がつかぬように、しっかりと管理し、隠すことを「すう」で表現している。つまり、家に留め置いて、監視するのである。

筆者は、「すう」の例を便宜上六種に分けたが、縷々述べた諸例を踏まえて、「すう」という語について考えてみようと思う。「すう」については、左の語義解説が本論文にとつてはきわめて有益である。

しっかりと動かないように置くことを表わす語である。

「居ゐる」は、じつと動かないことを意味する自動詞であるが、その他動詞形に相当すると考えておけば、おおむね妥当である。

〈中略〉

もつとも、「居る」の方は、動くはずのもの、あるいは一か所に静止しにくいものがじつとしていることを表現するから、主格に立つのは人間や動物が多く、また無生物でも雲・霞や舟など、かなり範囲が限られている。それに対して「据すう」は、物体を対象として表現することが多い。たとえば、「草枕旅行く君を幸くあれと斎いは瓮びん据すゑつ我が床の辺に」(万葉・一七・大伴坂上郎女・三九二七)では対象は斎瓮(神事に用いる土器)である。

〈中略〉

しかし、「据すう」の自動詞形である「すわる(据・坐)」が中世まであらわれないのは、「居る」がその役割を果た

していたからだと考えれば説明しやすい。

（山口佳紀担当「すう」、秋山虔編『王朝語辞典』

東京大学出版会、二〇〇〇年）

つまり、「すう」は、本来動いたり、容易に動かせる性質のものを、なんらかの理由によって一時的ないし恒常的に固定化する行為をいう言葉なのである。万葉歌の用例については、祭祀用の瓮、さらには鷹、船、種なども、その一つということができる。これに対して、部民、守人、母が監視する娘についての例も確認することができる。本論文当該歌の「すう」は、部民や守人を支配下に置くことを前提とした表現と同種のものと考えてよいのである。したがって、「漢女を据ゑて」とは、氏や個人、家が自らの力によって、特定の漢女の集団を自分専用に囲い込んでいる状態という表現とみることができるのである。なお、平安時代の婚姻に関する研究には、「すう」について、次のような研究蓄積がある。

平安時代の文学作品における「据ゑ」の語の主な対象となった人物を眺め見ると、夫が通うのが不可能な、特殊事情がある女性が殆どである。京外に住んでいる女を都へ引き取る場合（『大和物語』筑紫の女、『うつほ物語』俊蔭女、『源氏物語』明石の君・中の君など）や、男との身分差に

より公然と通うのが憚られる場合（『和泉式部日記』和泉式部、『浜松中納言物語』大式女など）、男により盗み出された場合（『大和物語』大納言女、『うつほ物語』偽あて宮、『浜松中納言物語』吉野姫君など）等、「据ゑ」の対象となった女性は、実際に男性が住居の世話をせざるを得ない境遇にあるのであり、前述のように通いを省略して自邸に移されるのが軽い扱いと言えることは事実である。

〔青島 二〇一一年〕

つまり、男が自分の手元に女を住まわせて、「すう」と表現されている場合は、そこに特殊な事情があると想起されるようだったのである。さらに、青島の言に耳を傾けよう。

従来、母系か父系かの議論と関わり、平安期の婚姻形態の実態解明を目的として扱われることの多かった物語内の居住形態であるが、ここでは「据ゑ」の描かれ方を中心に、各物語の論理と関連づけて考察し、『源氏物語』の独自性を探ってみた。この物語において初めて自身の結婚経緯を疵として苦悩する女君が描き出されたことを考えれば、「据ゑ」とは女の立場の弱さの表れであるとの見方が、特に紫の上に對してなされていたことも了解される。しかしながら、従来の物語の地平に照らせばいかに幸福な婚姻をし

た紫の上などが、「据ゑ」である自身の身の上に関して思
い煩うことは、あくまで『源氏物語』の虚構の方法として
解すべきなのであり、各作品の論理に即した婚姻居住形
態の検討こそが重要なのである。(『青島 二〇一一年』)

具体的にいえば、通い婚が一般的である時代に、男の事情、
女の境遇などの諸事情により、男の側がその居の面倒をみてい
る状態を「すう」で表現しているようなのである。もちろん、
それは、男の寵愛を前提とするの言うまでもないが、かくな
る居住形態を取った場合には、女としては不本意だったはずで
ある。当然のことながら、それは、作品上の設定なのだが、男
が女を「すう」と表現した場合には、平安朝の物語文学では、
以上のような意味合いが生じてしまうようである。

縷々述べてきた諸点を踏まえて、「漢女を据ゑて」の示すこ
ころを勘案してみると、富や権力によって、「漢女」を囲い込
んだという意味合いを、われわれは、この表現に看取すべきな
のである。

三、「さびづらふ漢女」とはどんな漢女か

では、「さびづらふ漢女」とは、どのような「漢女」なのだ

ろうか。「さびづらふ」を枕詞と取り、漢女を起こしている
考えるのが、一般的ではあるのだが、ただし、用例数が少なく、
固定化した慣用表現とまではいえない。そこで、「ことさへく」
「さびづるや」の例を見てみよう。当該歌を除き以下の三例を
認めることができる。

つのはさふ 石見の海の言さへく 辛の崎なる いくり
にぞ 深海松生ふる 荒磯にぞ 玉藻は生ふる……

……嘆きも いまだ過ぎぬに 思ひも いまだ尽きねば
言さへく 百済の原ゆ 神葬り 葬りいませて……

……あしひきの この片山の もむにれを 五百枝剥ぎ垂
れ 天照るや 日の異に干し さびづるや 韓白に搗き
庭に立つ 手白に搗き……

このように、「カラ」や「クダラ」を修飾するのは、「カラ」
や「クダラ」の民とは言葉が通じないからである。しかし、日
本に定着した渡来人ならば、日本語は通じるはずである。した
がって、渡来人だからといって、すべての人が日本語が話せな
いわけではない。対して、渡来人といっても、「イマキノテヒト」
(今来手伎)、すなわちニューカマーならば、言葉は通じない

はずだ。つまり、言葉が通じない漢女とは、今來の人ということになる。そのニューカマーの新技術なら、先端のファッションの「馬乗衣」を作ることができはるはずである。そこから「舶來の」 「本場の」 「ニューファッションの」という意味合いが生じるのではないか、と思われる。同じ馬乗衣でも、「モノが違うのだ」という意識があるから、かくなる表現は成り立っているであろう。

四、「波豆麻の君」という表現

次に、「波豆麻の君」という表現について考えてみたい。従来説において、有力であったのは、『私注』の「波戸場」説であるが、それも、暫定案の一つにすぎない。したがって、本論文では、別案を求めて考察を行なってみたい。「君」について、『時代別』は、「君」の用法を、①首長 ②君。あの方。人を尊敬した言い方 ③二人称の代名的用法 ④尊称。接語的用法。助詞ノ・ガに導かれる連体修飾を受けて、ノ・ガに上位する人に対する敬意を示す用法の、四つに分類する。その上で、

【考】多様な用い方がなされているが、それぞれの用い方の限界は極めて曖昧である。もともと君主とか主人という

意であつて、これが対人関係の表現であるところから、敬意をこめて人をさすのに用いたものと考えられる。特に女性に男性をさすのにこの語を用いることが多いのも、そこからくるのである。

(上代語辞典編集委員会編『時代別国語大辞典 上代編』

三省堂、一九八九年)

と述べている。さすれば、おそらく、この尊称の君が、姓となつた歴史があつたはずである。したがって、尊称か尊称から出た姓か判別しにくい例もあるはずで、当該例も、その一つと考えたい。この「君」を姓とする氏族がいる。まずは君姓氏族の研究について先鞭をつけた阿部武彦の見解を見ておこう。

遠隔地の地方豪族が君姓を称していたことは、廬原国造 (駿河) ・牟義都国造 (美濃) ・下毛野国造 ・上毛野国造 ・加宜国造 ・羽咋国造 ・高志国造 ・但馬国造 ・品渚国造 (備後) ・筑紫国造 ・大分国造 ・米多国造 ・菟狭国造 ・火国造 ・阿蘇国造 ・葦北国造 ・薩摩国造等いずれも君姓であつたことによつて知ることが出来る。これら国造の分布区域は九州地方 ・上毛野 ・下毛野 ・北陸地方 というように中央から甚だ離れた地方であり、彼等が筑紫君 ・火君 というように地名を氏の名としていることにも特長がある。

〔阿部 一九六九年、初版一九六六年〕

「波豆麻」を氏名とし、君姓氏族とするのも一案だが、そうすると住吉の地方豪族ということになる。しかし、そのような豪族は確認できない。なぜならば、君姓氏族の多くは、畿外、それも畿内から離れた遠国に多いからである。この弱点によって、「波豆麻」を君姓氏族とすることが躊躇されるのである。

そこで、「〳の君」という言い方について再検討をなし、さらに考察を深めたい。「背」と「背の君」を比較すれば、後者の方が敬意が高いはずである。いわんとするところは、「背であるところの君」ということになるが、たとえ背であったとしても敬うべき時もあるはずである。

以上の予備的考察を踏まえて、具体的に「〳の君」という例について見てみよう。はじめに、〈背の君〉の例を見てみよう。

流らふる つま吹く風の 寒き夜に 我が背の君は ひとりか寝らむ
(巻一の五九)

このほかに、卷三の二八六、卷六の一〇二・一〇二二、卷十六の三八八五、卷十七の四〇〇六、卷十七の四〇一〇、卷十九の四二四五の全七例を認めることができる。ちなみに、卷十六の三八八五のように汝背の君という例もある。

次に、〈朝戸出の君〉の例を見ておこう。

朝戸出の君が姿を よく見ずて 長き春日を 恋ひや暮らさむ
(巻十の一九二五)

このほかに、卷十一の二三五七の全二例を認めることができる。さらに、三番目に〈その他の〳の君〉を集成してみると、以下のようになる。

しきたへの君 (巻四の六一五)

白たへの君 (巻十一の二八〇七、卷十二の三一八一)

間近き里の君 (巻六の九八六)

我がやどの君 (巻六の一〇四二)

隣の君 (巻九の一七三八)

この君 (巻九の一七四一、卷十六の三八二五)

玉梓の君 (巻十の二一一一、卷十一の二五四八、卷十二の二九四五)

二九四五)

松が根の君 (巻十二の三〇四七)

岩くえの君 (巻十四の三三六五)

朝狩の君 (巻十四の三五六八)

越の君 (巻十八の四〇七一)

朝参の君 (巻十八の四一一一)

総じて、特定の人物を想起しつつ、その人物を敬う用法であるといえるだろう。その人物の居住地や状況を捉えて、人物を

呼ぶ言い方であるということが出来る。

では、当該歌の「波豆麻の君」はどの例に近いのだろうか。かたからいえば、「越の君」のように、「地名ないし氏名+」の「君」に同種の用例とみてよい。当該歌の「波豆麻の君」は、不明というほかはないが、「君」は尊称ないし尊称から出た姓であるか、判断が難しいところだ。したがって、当該歌の「波豆麻」は、住吉の地名なのか、住吉の有力者名なのか、はたまた住吉の豪族なのか、その判断は難しい。もちろん、この言い方は、敬意を込めた言い方なのだが、場合によっては、茶化す言い方ともなる。この点については、影山尚之の教示を得た。以上のような筆者の考えを、村田右富実に示したところ、氏は、次のような解釈案を提示してくれた。それは、「波豆麻」は朝鮮語ないし中国語に由来する人物名で、よって解析不能なのだ、という説である。有力な一案になると思われるが、確証はない。最後に、各説を整理してみると、小地名説、氏名説に分かれ、氏名説のなかには渡来人人名説が成り立ち得る、ということになる。

五、渡来系技術民の社会的存在形態

「波豆麻」が、住吉の小地名なのか、住吉の豪族なのか、さらには住吉に居住する有力な渡来人なのか、この判断は保留しなくてはならないが、住吉の有力者が、手元に置いた「漢女」だということころは、間違いない。富や権力によって、自分が自由に使役できる居住地に囲い込んでいたことを表現していることは、間違いないからである。

とすれば、以上の諸点を踏まえて、渡来人の居住形態について、考察する必要があるだろう。そこで、史学の研究蓄積を利用したい、と思う。田中史生は、次のように帰化と渡来を整理している。

- ① 自らの意志で渡来（「帰化」「来帰」「化来」「投化」）
- ② 漂流による渡来（「漂蕩」「漂泊」「漂着」「流来」）
- ③ 外交使節として渡来（「蕃客」「来朝」「朝貢」）
- ④ 人質として渡来（「質」）
- ⑤ 贈与による渡来（「貢」「与」「献」「上送」）
- ⑥ 略奪による渡来（「俘人」「捕」「虜掠」）
- ⑦ 交易者として渡来（「商人」「商客」「商賈之輩」）

〔田中史生 二〇一三年、初版二〇〇五年〕

おそらく、「漢女」は①⑤⑥のいずれかの民であったと推測される。では、渡来した民は、どのような居住形態をとっていたのだろうか。まずは、大伴氏に寄宿していたとみられる尼理願の例から見てみよう。

右、新羅国の尼、名を理願といふ。遠く王徳に感けて、聖朝に帰化しぬ。時に大納言大將軍大伴卿の家に寄住して、すでに教紀を経たり。ここに、天平七年乙亥を以て、忽ち運病に沈み、すでに泉界に趣く。ここに、大家石川命婦、餌葉の事によりて有間の温泉に行きて、この喪に会はず。ただし郎女ひとり留まりて、屍柩を葬り送ることすでに訖りぬ。仍りてこの歌を作りて、温泉に贈り入る。

(卷三の四六一左注)

この左注を見ると、大伴氏の庇護を受け、その邸内に住んで、石川命婦とも親密な人間関係を結んでいたことがわかる。渡来人たちの居住形態については、身分や持っていた技術に応じて、さまざまなカタチがあったはずである。そのうち、高位の亡命者のなかには、貴族の庇護のもとに暮らして、貴族たちとも親密な人間関係を築いた人びともいたのであった。

こういった高位の亡命者に対して、略奪民として、移住を強

制された渡来の民がいたことも、これまた事実である。略奪民の強制移住の例としては、次の例を挙げることができる。

即ち欺かれしを知りて、新羅の使者三人を捉へ、檻中に納め、火を以ちて焚きて殺しつ。乃ち新羅に詣りて、蹈鞫津に次り、草羅城を抜きて還る。是の時の俘人等は、今の桑原・佐糜・高宮・忍海、凡て四邑の漢人等が始祖なり。

〔日本書紀〕卷第九、神功皇后撰政五年三月条、小島憲之ほか校注・訳『日本書紀①(新編日本古典文学全集)』小学館、一九九四年)

「俘人」となった民たちは、次の地に囲い込まれたのであった。

桑原……現在の奈良県御所市桑原

佐糜……同市佐味。

高宮……同市西佐味。

忍海……奈良県葛城市新庄地域の東部から御所市の一部で、忍海の地名も残る。

もちろん、『日本書紀』は、居住民の渡来の伝承を採録しているであろうが、史実とすれば、彼らは律令時代までこの地に住み続けていたことになる。彼らの居住地は、葛城氏の勢力圏下であり、葛城氏が没落の後、蘇我氏が彼らを支配していたのであった。つまり、支配者の都合によって、それぞれの場

所に集住させられた渡来人も多かったのである。

尼理願のような、貴人の庇護を受ける渡来人に対して、略奪民として強制移住させられ、その地に技術者集団として、囲い込まれていた渡来人もいたのであった。これに対して、貴人の邸内で、その技術によって働いていた渡来人もいたようである。長屋王邸宅木簡から、その例を挙げてみよう。

- ・ 新羅人一口一升受持万呂 ○
- ・ 七月卅日甥万呂 ○

(182)・18・3 019 TH11 *3

〔平城宮発掘調査出土木簡概報(二十三)―長屋王家木簡二―〕

奈良国立文化財研究所、一九九〇年)

- ・ 新羅人二口二升受田

- ・ 八月十三日石角書吏 (133)・23・2 019 TH11 *5

〔平城宮発掘調査出土木簡概報(二十七)―長屋王家木簡四―〕

奈良国立文化財研究所、一九九三年)

- ・ 狛人給米一升受田人 ○

- ・ 正月六日書吏 ○ 198・18・3 011 TC11

〔平城宮発掘調査出土木簡概報(二十一)―長屋王家木簡一―〕

奈良国立文化財研究所、一九八九年)

百濟人

TF11

〔平城宮発掘調査出土木簡概報(二十八)―長屋王家木簡五(削屑篇)― 奈良国立文化財研究所、一九九三年)

これらの人びとは、長屋王邸内で働く人びとで、貴人の邸内には、かくのごとくに雇われた渡来人たちもいたのである。一方、技術民として渡来し、部民として日本社会に定着して、氏姓を下賜された渡来人もいた。そこで、次に、よく部民研究において引用される記事を掲げて、分析を続けたい、と思う。

冬十月に、詔して、漢部を聚へて其の伴造者を定めたまひ、かたね姓を賜ひて直と曰ふ。あやべ〔一本に云はく、賜ふは、漢使主等に姓を賜ひて直と曰ふなりといふ。〕

〔日本書紀〕卷第十四、雄略天皇十六年十月条、小島憲之ほか校注・訳『日本書紀』②(新編日本古典文学全集)小学館、一九九六年)

当該条は、渡来系技術民が組織化されたことを示す記事で、渡来人を一元的に統括管理して、天皇への奉仕者にしようとする動きがあったことの証拠とされる記事である。けれども、それは、史実というより伝承であり、漢使主の氏族伝承とみなくはならない記事である。当該の記事について、関見は次のような理解を示している。

このような漢氏の発展の基礎となったのは、漢人と漢部

である。これらについては、あとでまた少し詳しく見ることにするが、漢部というのは要するに漢氏の部民で、はじめは朝廷から与えられたいわゆる職業部、すなわち手工業など漢氏が職務を遂行するのに必要な品部が主だったであろうが、しだいに純然たる私有民、すなわち部曲も増加していった。また漢人というのは、中国人と称して漢氏よりあとから渡来した帰化人で、漢氏の部下になり、小さい氏を形づくった人々である。彼らのうちには特殊技能をもっているために品部の指揮者となったものもあれば、単に漢氏の部曲の管理に当たったものもあるであろう。

〔関 二〇〇九年〕

つまり、古渡り（古参）の渡来人と、新渡り（今来）の渡来人とがあり、新参の民は、古参の漢部の下に編入されて、部民として働いていたようなのである。もちろん、部民として編入された漢部も、時々事情によって、移動もしたし、移動先に定住することもあったようだ。次の資料によっても、漢部の移動があったことを確認できる。

漢部の里。（土は中の上。）右、漢部と称ふは、讚藝の国
の漢人等、到り来て此処に居めり。故れ、漢部と号く。

〔『播磨国風土記』 傍磨の郡条、植垣節也校注・訳『風土記（新

編日本古典文学全集』小学館、一九九七年）

つまり、技術民であるがゆえに、需要に応じて移動することもあったのである。日本に渡来し、数世代に渡って技術民として働いた人びとは、特定の氏の私有民となったり、令制の伴部・品戸・雑戸として、公有されたりもした。織物生産、さらにはその縫製については、渡来人の技術がきわめて高く、朝廷の管理下にあったために、資料が残っているの
で、その編成の推移を辿ることも、ある程度は可能なのである。平野邦雄が作表した表にわたくしに手を加えて、抜粋してここに掲げておきたい。この表を見る

渡来系技術民と品部雑戸

所属官司	大藏省
	織部司
令制 伴部・品部雑戸	桃文生・染戸（古記、錦綾織・呉服部・川内広絹織人・緋染・藍染）
令前（大化前） 渡来才伎	〔百濟〕呉服西素（応神） 〔百濟〕新漢錦部定安那錦（雄略） 〔呉〕来目・呉・蚊屋衣縫（応神） 〔呉〕漢・飛鳥・伊勢衣縫部（雄略） 〔百濟〕衣縫部（雄略）
令後（大宝以後） 品部雑戸の解放と改姓	（河内錦部郡・若江郡錦部郷） 河内国錦部郡人錦部毗登姓 26人→錦部連（神護）

平野〔1978年a、初版1968年〕より一部抜粋

と、その時々々の権力関係によって、技術民がさまざまに再編されつつ、管理されていたことがわかる。

つまり、技術民は、その時々々の有力者が、時々々の事情によって「すう」ものであったといえるだろう。そのなかに「馬乗衣」の生産において著名だった漢女の集団もいた、と本論文では主張したい。

おわりに

同じ「馬乗衣」でも、ほかのものとは違う「さひづらふ漢女」の衣があったことは間違いない。それが、操作性、強度、ファッション性のどの点について優位であったかは、にわかには判断はし難い。しかし、とりわけ「馬乗衣」には、威儀性、ファッション性も求められていたので、人目を引くものであったことは、容易に想起される。この点は、当該歌を考える上で重要であると思われる。かくなる「馬乗衣」の制作については、住吉の波豆麻の君が使役する漢女が、隔絶した高い技術を持っていたのであった。

では、その優秀な技術は、いったいどのような技術だったのだろうか。それは、今来すなわちニューカマーの新技术による

ものであった、と思われる。そういった高い技術を有する「漢女」の集団を自らの力で支配地に住まわせ、自由に使役することができただけで「波豆麻の君」は、という点にも、当該歌の主張の力点はあるといえよう。つまり、「馬乗衣」のすばらしさだけではなく、「波豆麻の君」は、それほどの力と富を持っているのだという点にも、表現の力点はあるのである。以上の考察を礎とした釈義を作成し、冒頭に掲げておいた。以上、摺筆の言とし、賢明なる読者のご叱正を仰ぎたい、と思う。

注

- (1) このほかには、卷三の四四三、卷十三の三二二九、卷十三の三二八四、卷十三の三二八八、卷十七の三九二七、卷二十の四三三三の全九例を認めることができる。
- (2) このほかには、卷十七の四〇一一の例があり、集中に五例を認めることができる。
- (3) このほか、卷十七の四〇一一、卷十九の四一五五の全三例を認めることができる。ただし、卷十七の四〇一一は、手に止まらせる例である。
- (4) このほか、卷九の一七六四、卷二十の四三六三、卷二十の四三九八、卷二十四の四四〇八の全五例を認めることができる。
- (5) なお、桑原・佐藤・高宮・忍海の地域から出土する土器は、新羅系渡来人に関わるものではなく、全羅道地域のものであるという。したがって、この地域に渡来人の生産活動の拠点があったことは考古学的確認

ができるが、彼らは新羅から渡来したわけではないという（坂二〇一八年）。とすれば、葛城地域の渡来人たちは、史実とは異なる主張をしていたことになる。出自に関わる主張は、その時々事情を反映し、それがまた伝承化されるのであろう。

参考文献

青島麻子

二〇一一年 「平安朝物語の婚姻居住形態―『源氏物語』の「据ゑ」をめぐって―」『中古文学』第八十七号所収、中古文学会

東潮

二〇一一年 a 「高句麗壁画の風景―三水・日月・狩獵画像―」『高句麗壁画と東アジア』学生社

二〇一一年 b 「キトラ・高松塚古墳壁画をめぐる東アジア古代の歴史環境―唐・新羅・日本の国際関係―」『考古学論叢（慶北大学校 考古人類学科 考古学叢書Ⅱ、慶北大学校 考古人類学科 三十周年記念）』所収、考古学論叢刊行委員会

二〇一二年 a 「キトラ・高松塚古墳壁画と東アジア―唐・新羅・日本の国際関係―」『朝鮮史研究会論文集』第五十集所収、朝鮮史研究会

二〇一二年 b 「東アジア古代服飾の図像学と考古学―高句麗・渤海・新羅・日本の服飾―」『服飾文化共同研究最終報告二〇一二年』所収、文化学園

阿部武彦

一九六九年 「『氏姓』至文堂、初版一九六六年
一九八四年 「国造の姓と系譜」『日本古代の氏族と祭祀』吉川弘文館、初出一九五〇年

上田正昭 一九七七年 『婦化人』中央公論社、初版一九六五年
請田正幸 一九八八年 「フヒト集団の一考察―カハチの史の始祖伝承を中心に―」直木孝次郎先生古稀記念会編『古代史論集 上』所収、塙書房

大阪府立近つ飛鳥博物館編

二〇〇四年 『今来才伎―古墳・飛鳥の渡来人―（大阪府立近つ飛鳥博物館図録三十六、平成十六年度秋季特別展）』同博物館

大橋信弥 二〇一八年 「日本古代の織物生産と渡来人」『繊維製品消費科学』第五十九巻第三号所収、日本繊維製品消費科学会

加藤謙吉 二〇〇四年 『大和の豪族と渡来人―葛城・蘇我氏と大伴・物部氏―』吉川弘文館、初版二〇〇二年

狩野 久 一九九〇年 「品部雑戸制論」『日本古代の国家と都城』東京大学出版会、初出一九六〇年

亀田修一 一九九七年 「考古学から見た吉備の渡来人」武田幸男編『朝鮮社会の史的展開と東アジア』所収、山川出版社

岸 俊男 一九八四年 「四 大匠・倭漢氏」『古代官都の探究』塙書房、初出一九八二年

小林行雄 一九六二年 『古代の技術』塙書房
佐佐木虔一、川尻秋生、黒濟和彦編 二〇一二年 『馬と古代社会』八木書店

白石太一郎 二〇〇九年 『馬と渡来人―考古学からみた倭国』青木書店
杉本一樹 一九九〇年 「天平の外交と文化」黛弘道編『古文書の語る日本史Ⅰ 飛鳥・奈良』所収、筑摩書房

関 見 一九九六年 『古代の婦化人（関見著作集第三巻）』吉川弘文館
一九九七年 『日本古代の国家と社会（関見著作集第四巻）』

吉川弘文館

二〇〇九年 『帰化人―古代の政治・経済・文化を語る―』 講談社

二〇一三年 『倭人と渡来人―交錯する「内」と「外」―』 吉川弘文館、初版二〇〇五年

田中史生 二〇〇九年 『唐代の騎馬・武人の服装について』 『日本の美術』 第五百二十三号所収、ぎょうせい

田中陽子 二〇〇九年 『御即位記念特別展 正倉院の世界―皇室がまもり伝えた美―』

朝鮮民主主義人民共和国社会科学院 朝鮮画報社編

一九八六年 『徳興里高句麗壁画古墳』 講談社

東京国立博物館・読売新聞社・NHK・NHKプロモーション編

二〇一九年 『御即位記念特別展 正倉院の世界―皇室がまもり伝えた美―』

奈良国立博物館編

二〇〇九年 『紫檀木画槽琵琶』 第六十一回「正倉院展」目録 [平成二十一年] 仏教美術協会

二〇一〇年 『銀壺』 第六十二回「正倉院展」目録 [平成二十二年] 同博物館

坂 靖 二〇一八年 『蘇我氏の古代学―飛鳥の渡来人―』 新泉社

平野邦雄 一九七八年 a 『大化前代社会組織の研究』 吉川弘文館、初版一九六九年

一九七八年 b 『八世紀「帰化氏族」の族的構成』 竹内理三博士古稀記念会編 『統律令国家と貴族社会』 所収、吉川弘文館

一九九三年 『帰化人と古代国家』 吉川弘文館

平野卓治 二〇一九年 『対外交流と王権』 仁藤敦史編 『古代王権の史実と虚構』 所収、竹林舎

南 秀雄 二〇〇七年 『画像校正からみた高句麗前期の壁画古墳の特性

と被葬者の出自の研究（課題番号・一七五二〇五

三三）平成一七年度～平成一九年度科学研究費補助金基礎研究（C）研究成果報告書』 大阪市文化財協会文化財研究部

森 公章 一九九八年 『古代日本における在日外国人観小考』 『古代日本の対外認識と通交』 吉川弘文館、初出一九九五年

門田誠一 二〇一一年 『高句麗古墳壁画における鎧馬図考―鎧馬騎乗人士の階層的な位置づけをめぐる―』 『高句麗壁画古墳と東アジア』 思文閣出版、初出二〇〇六年

八木 充 一九五七年 『カバネ勝とその集団』 『ヒストリア』 第十九号所収、大阪歴史学会

吉澤 悟 二〇一七年 『正倉院南倉の銀壺について』 『正倉院紀要』 第三十九号所収、宮内庁正倉院事務所

李 成市 一九九七年 『東アジアの王権と交易』 青木書店

〔付記〕 一部の文献については、東潮、星山健両先生よりご教示を賜りました。

また、美夫君志会全国大会（二〇二二年七月四日、於中京大学）の口頭発表の折には、影山尚之、村田右富実、土佐秀里、志水義夫、月岡道晴の諸先生からご教示を賜りました。記して、お礼を申し上げます。ありがとうございました。